

## **[事案 27-9] 転換契約無効請求**

・平成 27 年 10 月 16 日 裁定打切り

### **<事案の概要>**

終身保険を介護年金保険へ契約転換したが、死亡保障が失われることや告知前の疾病は保障されないことの説明がなかったことなどを理由に、転換契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和 63 年 5 月に契約した定期保険特約付終身保険を、平成 26 年 10 月に介護年金保険へ契約転換したが、以下の理由により、転換契約を無効にしてほしい。無効が認められない場合、募集人の説明義務違反にもとづく損害賠償として、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 自分は転換前契約の保障内容に満足していたが、募集人の強い勧めにより、元の保障内容に加えて、医療保障も手厚くしたうえで、契約者貸付の弁済もできるものと誤解した。
- (2) 転換の時点で改めて告知が必要で、告知時までの疾病は保障されない(または制限される)ことについて、説明がなく、認識していなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人に対し、転換前後で保障内容がどのように変更になるか、分かりやすく説明された設計書を交付し、口頭でも説明している。
- (2) 申立人は、保険料の払方の変更を行った関係で、意向確認書に 2 回署名している。
- (3) 募集人は、契約者貸付に毎年利息が付くことや、転換した場合には併せて契約者貸付が精算されることは説明したが、契約者貸付の精算や転換を強く勧めたわけではない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の配偶者および募集人に対して、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど転換時の状況を把握するため、事情聴取を行ったが、申立人本人の事情聴取は実施できなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、以下のとおり、業務規程第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 申立人が主張する事情を認定するためには、当事者から提出された書面のみで審理することは困難であり、募集人の事情聴取のみでは十分とはいえず、申立人本人の事情聴取が必要不可欠である。
- (2) 当審査会は、申立人に対し、事前に日程調整のうえ、何度か事情聴取の機会を設定したものの、事情聴取に出席しなかった。当審査会は、その後も事情聴取の機会を設定するために努力をしたものの、申立人と連絡が取れず、事情聴取の日程を設定できなかった。